

# 3

## 計画の基本的な考え方

### (1) 計画のめざす基本的な方向性

## だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて

子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を、  
すべての子どもに等しく保障するという  
「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神にのっとり、  
子どもの今と未来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないよう、  
すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、  
すべての子どもの教育の機会が等しく保障され、  
だれひとり取り残さず、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる  
あたたかい地域共生のまちをめざします。

#### 用語解説

#### 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)は、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間として持っている権利を認めています。「子どもの権利条約」に定められている権利は、大きく4つに分けることができます。

##### 生きる権利

すべての子どもの命が守られること

##### 育つ権利

医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

##### 守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

##### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

## (2) 計画の体系

- だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて、6つの基本的な視点を踏まえて、6つの施策方針を包括的に推進します。

